

一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の  
法令違反に対する関係基準の解釈及び運用について

平成25年10月23日  
一部改正 平成28年 6月30日  
一部改正 平成28年11月28日  
一部改正 平成29年 3月21日

内閣府沖縄総合事務局運輸部長

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえた「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月28日付け府運監指第223号、公示第100号）の制定に伴い、解釈及び運用について下記のとおり改正する。

記

I 処分基準関係

1. 処分基準1. 通則関係

- (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年10月23日付け府運監指第207号、公示第56号。以下「乗合処分基準」という。）及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月28日付け府運監指第223号、公示第100号。以下「貸切処分基準」という。）（以下これらを合わせて「処分基準」という。）1. (1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文章表現とする。
- (2) 処分基準1. (2)に規定する「同一の違反」は、処分基準の別表第1及び別表第2に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合の処分基準1. (2)における営業所の行政処

分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡(処分基準1. (15)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。)により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所(以下この号において「従前営業所」という。)が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- (4) 処分基準1. (8)の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。
- (5) 処分基準1. (9)の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、別紙1の旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会設置要領に基づき設置するものとする。
- (6) 処分基準1. (15)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第36条第1項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的・一体として機能する事業用自動車等の財産(運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。)を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
- (7) (6)の実質的に運送事業を譲渡した場合における処分基準1. (15)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。
  - ① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的・一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲受人(2以上の譲受人があるときは、当該2以上の譲受人)に譲渡されていると認められる場合

② 譲受人(2以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人)の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的・一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね2分の1以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

## 2. 処分基準2. 法令違反に係る点数制度関係

- (1) 処分基準2. (4)②の「所要の措置」とは、処分基準1. (10)による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。
- (2) 1. (6)及び(7)の規定は、処分基準2. (7)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

## 3. 処分基準3. 自動車等の使用停止処分関係

- (1) 乗合処分基準3. (4)の「処分車両数及び処分期間の配分」については、別紙2により定める基準(以下「当該基準」という。)により決定し、これを公表するものとする。

なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。

また、処分基準3. (4)に係る停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

- ① 違反事業者の違反営業所等の違反車両
- ② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)
- ③ 違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両(乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。)
- ④ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)

- (2) 処分基準1. (15)を適用して処分基準3. の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (3) 貸切処分基準3. (7)(イ)の「運行管理者が全く不在(選任なし)」について、監査時において、特段の理由(運行管理者の急死、急病等)があり、不在であったとしても、不在として取り扱うものとする。

#### 4. 処分基準4. 事業の停止処分関係

- (1) 処分基準4. (1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準4. (1)②ロの「運行管理者が全く不在(選任なし)」について、監査時において、特段の理由(運行管理者の急死、急病等)があり、不在であったとしても、不在として取り扱うものとする。
- (3) 処分基準4. (1)②ハの「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第167号)(以下「告示」という。)の未遵守が1ヶ月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。
- (4) 乗合処分基準4. (1)②ニ及び貸切処分基準4. (1)②ホの「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。
- (5) 乗合処分基準4. (1)②ヘ及び貸切処分基準4. (1)②チの「整備管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(整備管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。
- (6) 処分基準4. (4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (7) 処分基準4. (7)の規定により7日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。
- (8) 処分基準4. (9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。
- (9) 処分基準4. (8)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。
- (10) 処分基準4. (9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4. (7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるの

は、「4日間」とする。

## 5. 処分基準5. 許可の取消処分関係

- (1) 乗合処分基準5. (1)又は貸切処分基準5. (1)若しくは5. (2)の許可の取消処分を行う場合には、事前に国土交通省自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準5. (1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (3) 1. (6)及び(7)の規定は、乗合処分基準5. (2)②及び貸切処分基準5. (3)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

## II 公表処分基準関係

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年2月4日付け府運陸一第47号、府運陸二第50号)3. (1)による報道機関等への資料提供のうち、一般紙への資料提供について は、地域の実情に応じ、違反点数が20点を超えた事業者について行うことでもよいものとする。

### 附 則(平成年25年10月23日付け府運監指第208号、公示57号)

1. この公示は、平成25年11月1日から施行する。
2. 処分基準附則2.に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

### 附 則(平成年28年6月30日付け府運監指第129号、公示55号)

この公示は、平成28年7月1日から施行する。

### 附 則(平成年28年11月28日付け府運監指第224号、公示101号)

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。
2. 貸切処分基準附則2.に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

### 附 則(平成年29年3月21日付け府運監指第71号、公示42号)

この公示は、平成29年3月21日から施行する。

## 旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会設置要領

### 第1条(設 置)

旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準に違反行為の事項がない場合及び違反に対して加重又は軽減する場合等の処理を行うため、「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### 第2条(構 成)

審査委員会は、事業種別ごとに次の職員をもって構成する。

運輸部長  
総務運航課長  
陸上交通課長  
監査指導課長 、上席自動車監査官 、自動車監査官  
車両安全課長

### 第2条の2

審査委員会には、必要に応じて陸上交通課及び車両安全課の担当職員を参加させることができる。

### 第3条

委員長は、運輸部長とする。

### 第4条(審査事項)

審査委員会は、次の事項について審査委員会に付すことが必要と認められる場合に開催する。

- 一 行政処分等の基準に違反行為の事項がない場合
- 二 違反に対して加重又は軽減する場合
- 三 その他必要がある場合

### 第5条(事務局)

審査委員会の運営の事務は、監査指導課が行う。

## 行政処分に係る処分車両数及び処分期間の設定基準(乗合)

原則として処分の対象とする最低車両の数は、処分日車数及び処分当該事業者(営業所)の配置車両数に応じ、次の表のとおりとする。

配置車両数 ↓	～ 10両	11～ 20両	21～ 30両	31～ 40両	41～ 50両	51～ 100両	101両 以上
～50日車	1両	1両	1両	1両	2両	3両	4両
55～100日車	1両	1両	1両	2両	3両	4両	5両
105～195日車	1両	1両	2両	3両	4両	5両	6両
200～295日車	2両	2両	3両	4両	5両	6両	7両
300日車以上	2両	3両	4両	5両	6両	7両	8両

- 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を処分対象車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたとき自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。
- この表に定める処分車両数を上回る車両数を処分車両数とすることが適切であると認められる場合には、1. により算出される期間が10日以上となる範囲で、この表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。
- 当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。  
また、停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。
  - 違反事業者の違反営業所等の違反車両
  - 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両  
(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)
  - 違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両  
(乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。)
  - 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両  
(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)

(別添)  
平成〇年〇月〇日

沖縄総合事務局長 あて

〇〇〇〇〇バス(株)  
代表者 ……

## 改善計画書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

(違法又は事故の再発防止及び輸送安全確保の具体的方策)

1. 具体的な違法行為改善策
2. 違法行為再発防止策
3. 安全総点検の実施
4. 安全マネジメント体制の導入(見直し)
5. 運行管理体制の見直し
6. 乗務員に対する研修、指導の徹底
7. 安全性向上に向けた革新技術の導入

(生活交通の確保の具体的方策)

8. 生活交通の確保に係る自己の方策  
例:輸送力の増強計画
9. 他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

(行動計画期間その他)

10. 計画期間
11. 計画の実施に当たっての配慮事項